

2016年2月20日

日本交通心理士会会員及び日本交通心理学会会員各位
適性診断認定（予定）事業所各位

第7回：日本交通心理学会認定「交通カウンセラー」養成講座開催のお知らせ
（兼 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格要件研修）

日本交通心理学会

平成24年4月より、国土交通省の「自動車運送事業者に対する安全指導業務（適性診断・運行管理者に対する講習）への民間参入促進」措置により、交通心理士が、一定の条件付きで適性診断業務における「第一種カウンセラー」として選任されることとなりました。

当学会では、この業務に会員等の皆様が積極的に就かれますよう促進・支援する目的で会員の適性診断認定機関と業務提携し、下記の日程で養成講座（第7回目）を開催することになりました。奮ってご参加下さいますようここにお知らせ致します。

なお、交通心理学会会員の在籍する教習所等の中には、国土交通省より運行管理者等指導講習業務及び適性診断業務の認定を得たところが複数校出ております。このことは、日本交通心理学会／日本交通心理士会の日頃の研鑽結果が実を結びつつあり、また、各地の安全指導業務の拠点として位置付けるための追い風とも申せましょう。

記

1. 開催場所： 東京都トラック総合会館4階研修室他			
	ステップアップ講習会 必須プログラム兼		
2. 期日：	(1) 5月15日(日) ※1	09:00~17:00	第一種研修
全5回 (1+4回)	(2) 5月28日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(3) 5月29日(日)	09:00~16:00	第一種研修
	(4) 6月11日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(5) 6月12日(日)	09:00~16:00	第一種研修
	3. 申込み期限：平成28年4月26日(火) 必着		
4. 申込み方法：同封の受講申込書(別紙2)にご記入のうえ、日本交通心理学会事務局あてに「 <u>FAX</u> 」にてお願い致します。 確認後、受講票及び受講料の支払い方法などについてのご案内を返送致します。			

※1：本養成講座を受講される方は、別途ステップアップ講習会の必須プログラムを（別途申し込み）受講してください。すでに受講されている方は、5/28より参加ください。

注意： 国土交通省認定第一種カウンセラー資格要件研修修了には、上記「第一種研修」と記載されている期日の研修を全て出席する必要があります。
もし、途中で私事の理由により、受講できなくなった場合（欠席）におきましても「受講料」の返金は出来ません。あらかじめご了承ください。
途中の欠席分に対する補講は、別途ご相談に応じます。ただし、補講費用に関しましては別途必要（別紙1-B受講料参照）となります。こちらに関してもご了承ください。

詳しくは、国土交通省適性診断実施の旧認定要領及びH24.4.13プレスリリースされた新認定要領を参照してください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

以上

<別紙1>

交通カウンセラー養成講座「基礎講座Ⅰ」の開催内容

A 受講申込み資格：	<p>① 交通心理士補以上の資格を有する会員</p> <p>② 産業カウンセラー、臨床心理士</p> <p>③ その他、この講座受講希望者はどなたでも可</p> <p>(ただし、③の方については「第一種カウンセラー資格要件研修の修了」の資格認定となりませんのでご承知おきください。また、交通心理士補の方は、交通心理士の資格を取得されてから修了証を交付致します)</p>
B 受講料：	<p>① 当学会会員： 4回課程 60,000 円＋教材費 4,000 円 (テキストを含む) (ステップアップ講習会 (必須) の受講料は含まれていません)</p> <p>② 当学会以外の方： 4回課程 80,000 円＋教材費 7,000 円 (テキストを含む) (ステップアップ講習会 (必須) の受講料は含まれていません)</p> <p>なお、状況により1回ごとの申込み(部分受講及び補講)を希望される場合は、次の受講料となります。</p> <p>イ) 当学会会員：15,000 円/回 教材費 4,000 円</p> <p>ロ) 当学会会員外の方：20,000 円/回 教材費 7,000 円</p>
C テキスト：	<p>① テキストは、「交通カウンセラー養成講座テキスト」を使用いたします。</p> <p>② 参考図書 東山紘久著「プロカウンセラーの聞く技術」創元社 以上2冊、事前に目を通しておいてください。</p>
D 講習修了後、得られる資格：	<p>① 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格(要申請)</p> <p>ただし、第一種カウンセラーになるためには、国土交通省の適性診断実施認定要領に従い、別途事業所が認定機関となる申請が必要となります。国土交通省のホームページ等を参照してください。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html</p>